

# 福岡市職員共済組合広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市職員共済組合(以下「組合」という。)が管理する資産を広告媒体として活用することで、民間企業等の広告を掲載することにより組合の新たな財源を確保し、組合員及び年金受給権者へのサービス向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する組合が管理する資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 広報印刷物

イ ホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる資産で組合が定めるもの

(2) 広告事業者 組合が管理する資産に広告掲載をしようとする者をいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張に関するもので理事長が不相当であると認めるもの

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と関係するもの又はそのおそれがあるもの

(10) 福岡市広告実施要領第10及び第11の各号に該当するもの

(11) その他、掲載することが不相当と理事長が認めるもの

(広告媒体の種類等)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告掲載料及び選定方法等については、当該広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(広告主の責務等)

第5条 広告事業者は、広告の内容に関すること及びネット広告ではリンク先のページの内容を含んだ一切の事項に起因すること等により、第三者からの苦情、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任及び負担においてこれらを解決しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、広告に関することについては、福岡市広告事業実施要領及び福岡市ネット広告表現ガイドラインを準用する。

2 その他、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。